

平成28年度

第2回目黒区総合教育会議

会議録

(平成28年10月4日開催)

平成28年度第2回目黒区総合教育会議会議録

1 開催年月日 平成28年10月4日

2 開催場所 教育委員会室

3 出席者

目黒区長	青木英二
教育委員会教育長	尾崎富雄
教育委員会教育長職務代行者	中山ひとみ
教育委員会委員	木村肇
教育委員会委員	笹尾敦夫
教育委員会委員	後藤幸子
企画経営部長	濱出直良
総務部長	伊藤和彦
文化・スポーツ部長	上田広美
教育次長	関根義孝
政策企画課長	秋丸俊彦
総務課長	中野愉界
文化・交流課長	村上隆章
スポーツ振興課長	山口英二郎
子育て支援課長	唐牛順一郎
子ども家庭課長	高雄幹夫
教育政策課長	山野井司
学校統合推進課長	増田武
学校運営課長	佐藤欣哉
学校施設計画課長	照井美奈子
教育指導課長	田中浩
統括指導主事	和田孝
統括指導主事	古舘秀樹
教育支援課長	酒井宏
生涯学習課長	濱下正樹
八雲中央図書館長	大迫忠義
事務局	4名

4 傍聴者 4名

5 議題

- (1) 目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称）骨子案（案）等について
- (2) めぐる学校教育プラン改定素案（案）について

(3) その他

6 情報提供

(1) 平成29年度行財政運営基本方針について

7 会議の結果及び主要な発言
別紙のとおり。

(午前9時30分開会)

- 区長 定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第2回目黒区総合教育会議を開催いたします。
- この総合会議は、原則公開でございます。今日は傍聴の申請がありますので、許可したいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員同意)

- 区長 それでは、傍聴の方、どうぞお入りください。
- 区長 それでは、座ったままですが、冒頭、私からご挨拶を申し上げたいと思います。
- まずは、各委員におかれましては大変公私ご多忙の中をご出席いただいたことに、お礼を申し上げます。
- 本題に入る前に情報提供ですが、今日大きく新聞に、ノーベル生理学・医学賞に大隅良典先生ということで、実は大変朝から私はうれしいなど。これはもう昨日から、目黒、目黒、目黒ということで、目黒区大岡山2-12-1に東京工業大学が所在しているということでございます。25人目、生理学・医学賞で4人目の快挙ということでございます。
- もう一つ、これも情報提供ですけれども、これは読売新聞ですが、大きく東工大、目黒と書いてあります。その隣に碑文谷公園が、きのう献花式を行わせていただいて再開させていただいたということでございます。従来、LED等照明や防犯カメラは設置していませんでした。これは東京都の条例に基づいて明るさ、それから樹木の剪定などもルールに沿ってやってきたのですが、今般、区民の皆さんの不安を払拭するというので、カメラ等を設置して昨日から再開したということでございます。私は毎日ここにラジオ体操で行っていましたが、またお子さんの声が聞こえたり、ラジオ体操もできますので、どうぞまたよろしく願いいたします。
- では、本題に入りたいと思います。
- まず、今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわ

ゆる地教行法が改正となりまして、新たに改正地教行法第4条に基づき先月の30日に尾崎富雄氏には議会の任命の同意をいただいて、1日付で私から教育長に選任させていただきました。今回から直接私が教育長を任命するという法改正になった最初ということでございますので、どうぞまた引き続きよろしくお願ひいたします。

それから、保護者の委員として、後藤幸子氏に教育委員の任命の同意をやはり議会でいただき、1日付でご就任いただきました。後藤氏におかれましては、小学校PTA連合会の会長等もされていますので、そういったPTAの活動の経験とか、保護者の立場で積極的なご発言をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

また後ほどお二人からご挨拶をいただき、自己紹介もお願ひしたいと思います。

さて、前回の7月19日は、今日もまた議題にもなっていますが、目黒区のお子さんたちのいじめ防止対策推進条例についてご協議をいただきました。あわせて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会目黒区推進本部の設置についての情報を提供させていただいたところでございます。先月、第1回の会議もさせていただき、私が本部長で、今後この本部を中心にオリンピック・パラリンピックの取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、あわせて、これも情報提供ですけれども、今回のオリンピック・パラリンピックに関連して、目黒区とゆかりのある方で、区内在住の海老沼匡選手、それから高藤直寿選手、ともにオリンピックの柔道の銅メダルを受賞されました。それから、パラリンピックでは、区内在住の小野智華子選手が水泳で、それから我が目黒区の職員の大西瞳さんが陸上でそれぞれ入賞という快挙を成し遂げられました。4年後を目指して、またぜひ頑張っていたければなと思っております。

今日の会議ですけれども、一つは先ほど申し上げました条例の骨子案等、それからもう1点はめぐろ学校教育プランの改定素案をご協議いただくということになっておりますので、どうぞまた忌憚のないご意見をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、自己紹介で、教育長のほうからお願ひいたします。

○教育長

皆さん、おはようございます。ただいま区長からもお話しいただきましたように、青木区長から、昨日でございますけれども、

教育委員会教育長の辞令を賜ったところであります。

ご案内のように、この10月1日から、本区においても改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が本則適用となったわけです。このたびの改正では、これまでの教育委員長と教育長が新しい教育制度の枠組みの中で一本化されるという大きな節目を迎えることになりました。私にとりましては大変な重責を担うことになりましたが、この総合教育会議におきましても、区長と教育委員会との協議調整に意を尽くし、次代を担う子どもたちの生きる力を育むとともに、生涯学習全般にわたりまして誠心誠意、緊張感を持って全力で取り組んでまいりたいと考えております。皆さん、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○区長

それでは引き続き、後藤委員からお願いいたします。

○委員

おはようございます。昨日、区長から辞令の交付を受けて、教育委員を拝命いたしました、後藤幸子と申します。

私は、これまで小学校PTA連合会の会長など、目黒区の教育の一端にかかわってまいりました。今回、教育委員として目黒区の教育行政に携わりますことは、大変名誉なことと感じておりますのと同時に、その責任の重さを今感じているところでございますが、これまで諸先輩方が築いてこられました目黒区の教育の一層の発展に少しでも貢献できますよう、保護者の立場を踏まえて、全力で取り組んでまいりたいと思っております。どうぞ皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○区長

ありがとうございました。私ども区長部局と教育委員会とがこれからも連携をしっかりとりながら、目黒区の教育行政が一層向上するように私としてもベストを尽くしてまいりますので、教育委員の皆さん、また事務局の皆さんにはどうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで事務局から事務連絡がございます。

○説明者

それでは、説明者の出欠についてご報告申し上げます。子育て支援部長並びに人権政策課長ですが、本日は所用により欠席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○区長

事務連絡を終わります。

(議題(1) 目黒区いじめ防止対策推進条例(仮称)骨子案(案)等について)

- 区長 それでは、目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称）骨子案（案）等を議題に供します。
- 初めに、骨子案（案）等について事務局から説明を受けます。
- 説明者 （資料により説明）
- 区長 ありがとうございました。
- 説明を終わります。
- 引き続きまして、各委員からご質疑等ございましたら、お願い申し上げたいと思います。
- 教育長 これまで教育委員会での論議、それから庁内の検討委員会におきまして3回にわたる論議を経まして、かなり資料のほうも精査されてきたなということで、まずは深く敬意を表したいと思えます。
- 昨年度は、いじめ防止対策推進法で必須となっております学校におけるいじめ防止基本方針が全ての小中学校で整備され、今年度は、任意事項でありますけれども、地方いじめ防止基本方針、それからただいま検討しておりますいじめ防止対策推進条例ということでございます。よく議論をいただいて資料も整理されてきているところでございます。17ページなのですが、重大事態への対処というところでございます。
- まず1の重大事態の発生と（1）重大事態の定義なんですけれども、「いじめによる重大事態とは」ということで、「次のとおり判断する」となっておりますけれども、これは文部科学省の資料では、あくまでも例示です。ですから、これに限定列挙してしまうと、あとあとその判断が変わってくると思いますので、ここはあえて対案を申し上げれば、あくまでも文科省の資料に出ておりますように、「例えば」と文科省は言っていますので、例示であることを明記をしたほうが、いいのではないかなと思います。これが1点目です。
- それから（1）のアの記述なんですけれども、今回は、いじめ防止対策推進法のみならず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の総合教育会議の議題にも位置づけられており、このアの表現ですと、「心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合」と限定しているわけですが、これは、法律解釈をきちんとここで述べるべきであって、「児童・生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれが

あると見込まれる場合」などとしておくべきではないかというのが私の意見であります。

それから、2点目は、いじめの当事者であります子どもでございますけれども、これからパブリックコメントを行うに当たりましては、いじめの当事者である子どもの意見も、それぞれの児童・生徒の発達段階に応じてきめ細かく、ぜひ反映していただきたい。あわせて保護者の意見も当然何うとは思っておりますけれども、その点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上です。

○区長 何かご答弁があれば。

○説明者 まず1点目は、限定列举、例示列举の関係でございますけれども、こちらは限定列举と捉えてしまうと、大きなそごが生じる場合が考えられますので、例示列举である旨はしっかりと示していきたいと思ひます。

また、「生じた疑いがある」云々のところですが、こちらでも、この記述ですと早期対応につながらないというおそれもありますので、そのあたりの表現をもう一度精査したいと思ひます。

2点目の保護者や子どもへの周知ということですが、今後パブリックコメントに入っていく旨、先ほど課長からご説明いたしましたけれども、ちょうどその期間に教育施策説明会の開催もございまして、そこで丁寧な説明をしまひたいと思ひます。

あと、パブリックコメントの時期とは若干ずれてしまうのですが、けれども、「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の場で、子どもたちにもわかりやすいような形で示して、子どもたちの反応と申しますか、意見といったものも大切にして、できるところを盛り込んでいきたいと思ひます。

以上です。

○区長 よろしいですか。

それでは、時計回りでよろしいですか。それでは、お願ひいたします。

○委員 何回か議論を重ねて、本当にいいものになってきたと思ひます。特に、私は前にも申し上げましたけれども、7ページのところで、いじめの防止等に関する基本的な考え方のところ、「いじめは重大な人権侵害である」ということをきちんと明記していただき、とてもいいものになったと思ひます。

いじめの問題は、いじめを防止するという観点と、いじめがあった場合にそれに対してどう対処していくかという2つの視点があると思います。もちろん、こういう基本方針で、いじめがいけないことなんだということを周知することはとても大事です。さらに、もし起きた場合にどうやって対処していくかということで、いろいろな委員会が設けられたり、対策に触れられていますが、何か起きた場合に気をつけなくてはいけないことは、スピードが要求されるということが一つあると思います。ただ、スピードだけではだめで、やはり丁寧な聞き取りとか、子どもたちの心に寄り添うような対策がないと、ただ早ければいい、一生懸命やればいいということでもないので、その2つの視点を、もちろん現場の先生方は十分おわかりだとは思いますが、その辺を教育委員会とともに考えていく必要があると思いました。これは要望です。

○区長

ありがとうございました。

継続した議題ではあるのですが、もし何かご発言がありましたらお願いいたします。

○委員

この内容に関しましては、継続して熟考を重ねられたということで、とても主体的にというか、子どもたちが主体的に取り組むというあたりの文言が入ったというご説明があったことはとてもいいなと思って拝聴しておりました。

子ども会議というものがあると思うのですがけれども、私もそちらに参加したことがございます。少しこの話からずれてしまうのですがけれども、子ども会議のあり方が学校によって違うところと、子ども会議は、保護者が見られない、保護者が参加できない。私は最後の発表の場だけいさせていただいたのですがけれども、すごくきれいなことしか子どもたちの意見から出てこないの、そのあたりの会議のあり方も少し詰めていただきたいな、思ったところです。

あと、先ほど別の委員からありましたとおり、パブリックコメントは、ぜひ子どもたちの意見を吸い上げて反映していただきたいと思います。

以上です。

○説明者

ただいま子ども会議についてのお話ありがとうございましたけれども、今年度、検討委員会を立ち上げて、これまで3年間の取り組みを総括して今年度の取り組みを行っていくという形で話し合い

ました。その中で子どもたちがより主体的に話し合いができるようにという中で、教員も進んでその主体性を促していくような指導をすべきだということと、学校長の判断で、保護者あるいは地域の方についても、子どもたちの実態を把握していただくために同席していただくことになりました。そういった形で今年度は周知していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員

私からは3点ほど、気がついたところを述べさせていただきます。

1点目なんですけれども、保護者の責務のところでは、3ページにあります条例に盛り込む内容では、保護者の責務の一番目のところに、保護する児童・生徒がいじめを受けた場合というのが2行にわたって書かれております。ところが、基本方針素案のほうの9ページの保護者としての責務の中に「いじめを受けた場合」という表現がちょっと抜けているのではないかと私は受け取りました。保護者が第一義的責任を有するというをはっきりうたわれていますので、そういう意味での保護者の記述に關しましては、やはりしっかりとやっていただくという意味で、ここの違いをご説明いただきたいというのが1点目です。

それから2点目なんです、これは非常に難しい問題だろうとは思いますが、情報の共有ということです。15ページのいじめの早期発見というところに、「情報を共有することが大切である」ということで、私自身も経験から、組織の中で情報を共有することの重要さというのは痛感しております。そういう意味でも、情報の共有の中身なんですけれども、いじめの問題というのは当然個人情報絡んでくるということで、この辺で共有する当事者の方々には、かなり問題がぶつかってくるのではないかなと思われれます。また、16ページの(4)の3行目なんですけれども、「その事実を表現することが困難な場合がある」と指摘されていますが、その事実を表現することが困難な情報をいかにして共有するかというところが、我々当事者ではない人間が、軽い気持ちで情報を取り扱ったりするおそれがあるということもありますので、そういった意味で注意喚起するなりの表現が必要ではないかというのが、私の意見でございます。

それから3点目なんです、これはちょっと些細な問題かもしれませんが、17ページに重大事態の報告ということで、最初の

行に「直ちに教育委員会に報告する」ということになっております。この教育委員会の内実というのも、これは保護者の方々、先生方においても、教育委員会のどこに持ち込むのかというところが当然ひっかかる場所ではないかと思っておりますので、もう少しこの教育委員会という言葉の使い方については説明が必要ではないかなというのがあります。

以上3点です。よろしくお願ひいたします。

○説明者

それでは、保護者の責務、情報の共有、教育委員会への報告という3点でございますけれども、まず1点目、保護者の責務につきましては、条例と、それから基本方針の中身の整合性につきまして、改めて吟味させていただきたいと思っております。

また、情報の共有につきましては、個人情報に関しましては、学校あるいは外部機関も含めて、サポートチーム等を行う場合には、集団守秘という形で、必ずその構成員に個人情報をとどめなければいけないといったことを宣言してから始めますので、そういったことも含めて、個人情報の取り扱いについて表記ができるように織り込んでいければ思っております。

また、3点目の教育委員会への報告については、教育委員会のどの部分にという、また誰にといった、その窓口については少し曖昧になっているところがございますので、ここも改めて整理させていただきたいと思っております。

○区長

よろしいですか。

最後になって恐縮ですが、お願ひいたします。

○委員

少し話が総論的になるかもしれませんが、いじめというものは、本当に優しさの欠けた、いじめを受けた人に対する傷害行為であるということをどんどん知らしめていくということがまず予防につながるのだろうと。ここには「重大な人権侵害である」という表現がなされているわけですが、そこを強調していただければ本当にいいかなと思っております。

そして、予防の一つに、また発生したときに、周りが主体的にそれに取り組むという表現も前よりは少し強く盛り込まれているので、私はいいかなと感じております。

何よりもいじめを受けた本人に関してなんですが、ここでは、表現力を高めて、それを知らしめるということをうたっているわけですが、それが本当に予防にもつながるということをそのときにお話になっていただければいいかなと思っております。不幸にもいじ

めがあったときの対処法として、チャートがありますし、スクールカウンセラーの点まで述べられているので、前より予防から事後のことまで網羅された案になっているなど感じております。

以上です。

○区長　　よろしいですか。今、意見、要望ということなので、よろしいでしょうか。

○説明者　　先ほどの委員のご指摘の3点目の重大事態が発生した場合の窓口のお話ですけれども、基本方針の中で具体的に何課とかと書くのは余りそぐわないかと思imasので、基本方針を直すというよりは、具体的な取り扱いの中で、区民の方がどこへ連絡したらいいのか、そういったことがきちんとわかるような、そんな形で対応していきたいと思imas。

以上です。

○区長　　改めて、よろしいでしょうか。

それでは、条例の提案者は私、区長ということなので、私からも若干触れさせていただきたいのですが、私ども目黒区は、平和と人権を基本構想や基本計画の理念にしております。そういう点で、ご発言がありましたように、いじめというのは人権侵害の最たるもので、絶対に許すことができないということでありまして、こういったことを踏まえて、私どもは昨年ご協議いただきました教育に関する大綱の中にも、基本方針の一番最初に人権教育を掲げております。各委員からいただきましたいろいろなご意見、ご要望等をしっかりと踏まえながら、いじめは人権侵害の最たるもので、今、委員から傷害行為だというお話がありました。いずれにしてもあつてはならないことですので、こういった条例を通じて、人権侵害行為であるいじめの撲滅に改めてしっかりと取り組むよう、各委員の意見を踏まえながら、条例の制定等を進めていきたいと思imasので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議題、目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称）骨子案（案）等については、終わります。

（議題（2）　めぐろ学校教育プラン改定素案（案）について）

○区長　　続きます。めぐろ学校教育プラン改定素案（案）についてを議題に供します。

引き続き事務局から説明をお願いします。

○説明者

(資料により説明)

○区長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

○委員

ちょっと今気がついたのですけれども、5ページと6ページの見開きのところなんですけれども、取組の方向②豊かな心の育成の推進事業の16で、いじめ防止の取組の充実というのがまず掲げられています。先ほども申し上げたように、防止に対する取組というのは重要なことなんですけれども、起きてしまったときのことについては、多分取組の方向④個に応じた支援の充実のところの、例えば不登校等の未然防止、早期解決に向けた取組の推進の中に入るのかなと思ったのですけれども、そういう理解でよろしいですか。もしそうであれば、そういうこともわかるように、いじめの取組についても触れてもいいのかなと思いましたが、ちょっとその辺を伺いたいと思いました。

○説明者

ご指摘でございますけれども、基本的には、いじめ防止の取組の充実の中に、実際に起きてしまった場合の対応も含まれます。そこまでこのプランの本体の中では細かくは書き込めませんが、その中で実際に取り組んでいくということになるかと思えます。ただ、さまざまなケースが生じますので、それが原因で例えば不登校になったということであれば、不登校の対応の中で取り組むということも考えられますし、それはそれぞれに応じて、全体としてきちんと取り組んでいきたいと考えてございます。

○区長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○区長

ほかに何かご質疑はよろしいですか。

○委員

それでは、私からは2点ほど気がついたところを、これは要望といったものでございますので、今後の充実ということを期待しての意見ということでお聞きいただきたいと思えます。

まず1点目は、8ページの取組の方向①確かな学力の向上の一部分にあります、推進施策2の個に応じた学習指導の充実、推進施策3の外国語活動・外国語教育の充実、これにかかわることです。

この中にALTの活用ということで、前向きな目黒区としての姿勢がこういう形でも出ているなということで、ありがたいのですけれども、一つ肉づけというか、これを運用していく上で、ま

ずALTの能力評価といたしますか、そういったものが一つはあるのかなということ。もう一つは、英語の担任との役割分担、これがある意味では難しいかなと。というのは、当然のことながら、外国語指導員と英語の担任とでは英会話のレベルに差があります。こうした点で、指導員のプロの方に私も何回かは聞いておりますけれども、やはり担任との役割分担というのが難しいというご意見を聞いております。ぜひその辺を前向きな方向に解決できるように指導できる、そういう体制をつくっていただけたらなと思います。

これが、推進施策2にあります個に応じた学習指導の充実の一つになるのではないかと。個に応じたということであれば、例えば英語ですと、会話は得意けれども文法は苦手だという生徒さんも多くおられるのではないかと思います。そういった個人個人の能力というものを十分把握した上で指導していくという意味からしますと、先ほど言いました担任とALTがちゃんと役割分担をして、個々の生徒の能力に関する情報を共有できれば、何とか解決策ができてくるのではないかなと。ここが違っていますと、おそらく生徒のほうも混乱するということがあると思いますので、ぜひその辺の充実をお願いしたいなと思います。

それから2点目なのですが、以前から私自身、これは重要な問題だと思っていましたのが、26ページの取組の方向⑦家庭・地域との連携の中にあります推進施策の1、小学校・中学校間の連携・交流の強化。この中にかなり具体的な実施策が盛り込まれております。以前からこの辺が気になっていた私としましては、前向きな取組をされているということで、ありがたいなと思っております。

その中で、これも一つ先ほどの問題と同じなんですけれども、連携や交流を強化するとともに、27ページにありますように、例えば部活動を充実するというところで、2番にありますように、地域の人材などを活用するということになりますので、この辺も担任の先生との役割分担、これが一つ大きなポイントになるのではないかなと思います。ALTの場合と同様に部活動に関しては、担任よりもそういう地域のプロフェッショナルに近い方々のほうがはるかに運動のスキルは上でありますので、そういった方々と担任との役割分担をきちんと進められれば、またいい成果が生まれるのではないかなと思います。

内容や全体の表現につきましては文句のないすばらしいものができていると思いますので、より充実してしていただくという要望としてお聞きいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○区長

それでは、要望としてしっかり踏まえていただければと思います。

○委員

以前、目黒区のトータルの予算の中で教育費の占める割合が十数%あるということで、他区との比較の中でも、遜色ないどころか、かなり教育費の占める割合が高いということを聞いて、さすがだなと感心した次第でございます。

この学校教育プランもよくできているなと思っておりますが、その中で、細かいことなんですが、例えば推進事業の40番に給食食材の放射性物質検査があります。これは、保護者に対して安心感を与えるということがありますが、反面、まだ放射能の影響が残っていますよということを暗に発信しているのと同じではないかと思っております。23区その他の情報も全部一度収集して、学問的に、今はもう食材に影響がないのだ、特に水質などの方面は影響がないのだということ、逆に文化度の高い目黒区から発信していく時期が来ているのではないかなと思っております。角田市との交流とか、少しずつ放射能の影響はないのですよということを発信し始めてはいるのですが、こういう食材に関しても少しデータをそろえて発信する時期が来ているのではないかと思っております。

次に、取組の方向⑥子どもの安全・安心の確保の推進事業74と75。見守りメールとか安全ネットワークというのは、毎年、確実な更新作業が大切だと思います。特に機器やシステムの発達に応じた更新は肝要です。すぐ対応して子どもたちを守れるようさらに充実をお願いできればと思っております。

もう2つです。推進事業86のランドセルひろばの充実。ランドセルの置き場の設置などご苦労が見えています。進歩はしているのですが、例えば体育館を有機的に活用するとか、いろいろ課題もあるとは思いますが、子どもたちのことを考えますと、校庭、体育館、その他の施設をいずれ有機的に使えるようなランドセルひろばに発展していけばいいなと思っております。

最後に、推進事業91番の就学前ガイダンス事業等の実施。特に特別支援のほうになりますが、これも充実していただきたいと思っております。子どもにとってどういう環境が一番いいのかという視

点で就学前のガイダンスだけではなくて、ペアレントトレーニングとか、そのレベルまで発展していくような事業になればいいなと思っております。

以上です。

- 区長 これも意見、要望ということでよろしいですか。
- 委員 はい。
- 区長 それでは、またしっかり受けとめていただきたいと思います。
ほかにございますか。
- 教育長 それでは、5 ページ、6 ページの施策の体系なんですけれども、説明がありましたとおり、現行プランでは重点目標は5 つということで、今回8 つの取組の方向にプラスしてオリンピック・パラリンピック教育の推進ということで整理されて、非常にわかりやすくなったなと思っております。ただ、取組の方向④に「個に応じた支援の充実」というのがありますね。この言葉の使い方が取組の方向①の推進施策の2「個に応じた学習指導の充実」と名称が似ているということもあるので、すけれども、「個に応じた支援の充実」というのは、本当に個に応じた支援と言い切ってしまうのかどうか。例えば、取組の方向⑤の「学校組織の活性化」というのを「学校における質の高い教育環境の確保」といった表現にして、特別支援教育はそこに入れていったらどうか。それから、日本語指導の充実もそこに入れていったらどうか。それから、不登校の未然防止は、取組の方向②豊かな心の育成のほうに入れるべきではないかなと思っています。
- また、推進施策として不登校が出てきて、推進事業にいじめ防止が入ってくるというのは、カテゴリーの大きさからすると、ちょっとバランスがとれないんです。これは意見、要望ですので、お答えは結構でございますけれども、そこのところをもう少し整理してもらいたいということです。
- それから3 ページなんですけれども、これは現行計画の概念図です。改定計画の概念図としては、オリンピック・パラリンピック教育というのが知・徳・体のところにかぶって、その下に支える学校があつて、家庭があつて、地域で支えるという新しい概念図で今回の特徴を出していく。オリンピック・パラリンピック教育については各所管との連携・協力が不可欠ですから、そういった改定計画の新しい概念図にさせていただきたいと思っております。これは意見、要望です。

以上です

○区長 意見、要望ということですのでよろしく申し上げます。

一巡しましたが、ほかに何かございますか。

ないようですので、質疑を終わります。

本日の質疑を踏まえながら、説明にありましたように、今後教育委員会として改定素案の策定をされるということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(議題 (3) その他)

○区長 それでは、きょう用意した議題3つ目、その他ですが、何か事務局からありましたら、ご発言をお願いいたします。

○説明者 特にございませぬ。

○区長 それでは、議題3点を終わります。

(情報提供 (1) 平成29年度行財政運営基本方針について)

○区長 続きまして、平成29年度行財政運営基本方針についての情報提供を受けませぬ。

○説明者 (資料により説明)

○区長 ただいまの行財政運営基本方針について、何かご質疑はございませぬでしょうか。

よろしいでしょうか。

私は教育委員の皆さんとお話しする機会がなかなかないので、ちょっと私からもお話を申し上げたいのですが、この基本方針の性格は、来年度予算の基本的な考え方を取りまとめたといった方針とご理解いただければと思ひます。特に3ページ目の安全・安心なまちづくりから4点にわたって、わかりやすく言えば、ここに特に予算を重点的に配分していきたいというのが私どもの考え方とございませぬ。

これは、安全・安心なまちづくりということで、特に学校関係で申し上げますと、通学路の防犯カメラ設置については、東京都の補助事業で5年間ですが、議会からも早くということで、今年度中に全て終了するということになっています。ここにも書かせていただいたのですが、プライバシーへの配慮というのは忘れてならないことで、何でもつけければいいという話ではありませんの

で、私としては、今回の碑文谷公園の犯人逮捕にも防犯カメラが大きな役割を担っておりますので、今後もプライバシーに配慮しながら、カメラの設置は進めていければと思っています。

それから、次の子育て支援の充実と教育の振興ですけれども、もう喫緊の課題は言うまでもなく、今、待機児対策でございます。私どもは、保育園に入っているお子さんはいずれ小学校に入るということで、保育園、それから学童保育クラブ、児童館、この3つが総合的な対応をとる必要があるということで、今私どもは総合的にこの3つの取組を進めているところでございます。先ほど委員から、教育費に十分配慮しているというお話があったのですが、実はもう待機児対策を含めた児童福祉費は、たしか教育費の倍近く予算計上して、今大きな課題として取り組んでいるところでございます。それからあと、ここにも書かせていただいて、きょう先ほどのテーマにもなっておりましたけれども、いじめ・不登校の未然防止。それから、ハードで言うと、トイレの洋式化は、加速して対応していきたいと思っていますところでございます。

それから、福祉の充実と健康づくりの推進については、これは在宅療養の推進ということですが、今私どもは、23区ではこの推進はトップレベルの進捗をしているのではないかなと思っています。それから、特別養護老人ホームを今私どもは、六中・四中跡地にこれから整備していく予定にしております。それから、発達障害支援拠点、目黒区は発達障害の取組が大分おこなっているというお話を議会からもいただいておりますので、積極的に取り組んでまいりたいと思っています。

それから、最後の環境と調和した持続可能な社会づくりについては、ここに省エネ機器の設置の補助とか、サクラ基金、桜の保全などに今積極的に取り組んでいるところでございます。

1点、ちょっと情報提供というか、ぜひご理解いただきたいのが、6ページ目の平成29年度財政収支見通しの上から3行目、ふるさと納税でございます。これはご案内のとおり、例えば目黒区に納める税金を目黒区ではなくて私の出身の何とか村に納めたいとか、あのまちは頑張っているからということで、本来目黒区に納める税金で他をバックアップしようと、応援しようという趣旨でできた制度設計でございます。非常にいい話ではあるのですが、現実には、私どもが始めたときには約1億円の減、ワンストップ化が始まって5億円、来年度以降は6億円ぐらい、本来私ども

に入る税収が他に行っているという現実でございます。私も区長会として問題にしているのは、広く言えば応援ではあるのですが、応援というか、その黒毛和牛と焼酎が欲しいなどというサイトまでできているんです。だから、私ども区長会は、どうも国がつくった趣旨とは大分違うのではないですかということをお国に要望しています。

さらに今度は、企業、法人もやっていいですよ。法人も、本来私どもに入る税金が違うところということで、今私どもは、2,000～3,000万円ぐらい減になるのではないかと。これはまただんだん上がっていつてしまうので、私どもはふるさと納税は正しいことだと思うのですが、どうも運用とか、現実の私どもの影響がかなり出てきているなということで、区長会としては昨年度も今年度も、地方の税源のばらつきを私どもの税で補うのはいかなものかということをお国のほうに申し上げているところだということをおぜひご理解いただいて、またいろいろなところでお協力いただいてということをお申し上げさせていただきたいなと思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、行財政運営基本方針の情報提供を受けたということにいたします。

それでは、本日用意しました議題については全て議了いたしました。ありがとうございました。

これで、第2回の日黒区総合教育会議を閉じさせていただきたいと思っております。

なお、次回は、師走で大変恐縮ですけれども、12月下旬を予定させていただいております。改めて文書をもってお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は長時間、どうもありがとうございました。

(午前10時58分閉会)